

塩尻東公民館の利用について

1 休館日及び開館時間

(1) 休館日

年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 開館時間（利用区分）

午前8時30分 ～ 午後10時

利用区分

午前 8時30分 ～ 12時00分

午後 13時00分 ～ 17時00分

夜間 17時30分 ～ 22時00分

※利用時間は、鍵の貸出・返却を含めての時間です。

2 利用申し込み方法

(1) 予約可能日

ア 塩尻東公民館減免登録団体の場合

利用日の前3ヶ月に当たる日の属する月の初日（事務手続きを行う日）から
利用日前日まで

（例えば、6月7日に利用したい場合、3月1日から予約できます。）

毎月初日の予約開始日は、混雑が予想されるため、午前8時30分から窓口で予約受付を行います。

なお、初日が土日または祝日の場合は、その直後の平日が予約開始日となります。

イ 減免登録団体以外の団体及び法人が利用する場合

利用日の前2ヶ月に当たる日の属する月の初日（事務手続きを行う日）から
利用日前日まで

なお、初日が土日または祝日の場合は、その直後の平日が予約開始日となります。

(2) 予約申し込み受付場所・受付日・時間帯

ア 受付場所 塩尻東公民館窓口

イ 受付日 月曜日 ～ 金曜日（土日祝日は除く）

ウ 受付時間 午前8時30分 ～ 午後5時15分

※ 土・日・祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は受付できません。

また、上記の受付時間以外の受付もできません。

(3) 予約方法

窓口に置いてある申請書に記入のうえ、塩尻東公民館窓口へ提出してください。

(4) 仮予約

来館できない場合は、電話により仮予約することができます。

ただし、使用日の14日前までに窓口で本予約を行なってください。
本予約が使用日の14日前までに完了しない場合は、仮予約は無効となります。

仮予約とは

仮予約とは申請書の提出が無い事を指します。

申請書を利用日の14日前までに提出いただけない場合は仮予約は無効とします。

(5) 本予約

使用日の14日前以降～当日に予約する際は、即日本予約を行なってください。

(6) 予約の取消し

都合により、予約の取消しや変更をするときは、お早めにご連絡ください。
既にお支払いいただいている使用料につきましては、原則としてお返しはできません。
※ただし、次の場合は例外としてお返しいたします。

- ア 利用者の責めによらない理由（急に発生した補修工事等）により使用できなくなったときは、取消日に関わらず全額をお返しいたします。
- イ 利用者が相当の理由により使用の取消し又は変更をしたときは、取消しの届けがご利用予定日7日以前のときは全額をお返しします。

3 施設使用料等

(1) 使用料の減免

減免団体として登録をされている団体には、その活動の内容により、使用料の全額を減免します。ただし、利用内容によっては減免とならない場合があります。また、利用団体の活動内容の変化、減免基準の見直し等により減免額の割合を変更することがあります。

(2) 冷暖房費

次の期間の使用については、冷・暖房費をご負担いただきます。

(冷暖房費が加算される期間)

冷房 7月 ～ 8月

暖房 11月 ～ 3月

塩尻市は、ISO14001を認証取得しており、資源環境等の保全を目指しています。室内の温度を冷房は28℃以上、暖房は20℃以下を基準としていますので、ご協力をお願いします。

4 利用上の注意事項

(1) 施設をご利用いただけない場合

減免団体であっても、次の場合にはご利用ができませんのでご注意ください。

ア 営利を目的とする場合

イ 個人で独占的に使用する場合

(個展等文化の発展につながり、入場料を徴収しない場合は除きます。)

- ウ 宗教活動に関わる場合
- エ 冠婚葬祭として使用する場合
- オ 政治活動として利用する場合
- カ その他、管理上支障があると認められる場合

(2) 施設内への私物の持込について

原則として活動をするにあたって持ち込んだ私物は必ず持ち帰ってください。
私物の紛失・破損については、当施設では一切の責任を負いません。

(3) その他

会議室等の使用後は、必ず整理整頓及び清掃をしてください。
モップ又は掃除機により清掃をし、机上は台ふきでふいてください。
なお、ごみ等につきましては自分で出したごみは必ずお持ち帰りください。
駐車場内の事故、盗難については、当施設では一切の責任を負いません。

5 その他

(1) 利用団体登録の更新について

毎年、更新を行なっていただきます。

※ 登録基準に合わない場合は、更新ができないこともありますので、ご注意ください。

【登録基準】

- ア 団体であり、うち 1/2 以上が塩尻東地区の住民であること。
- イ 講師の方が、代表者を兼ねないこと。
- ウ 利用者会議に必ず出席すること。
- エ 塩尻東公民館利用承諾書の記載内容を遵守すること。

(2) 文化祭等への参加について

作品展示や舞台発表などの出来る団体については、文化祭などに出展や発表をしてください。

(3) 塩尻東公民館活動への協力について

塩尻東公民館から講座講師等の依頼があった場合は協力してください。

(4) 登録団体の情報公開について

登録団体の「名称、代表者、活動内容等」の情報につきましては、各団体への問い合わせ、入会希望者等には、団体代表者の方の連絡先をお知らせしますので、相談に応じてください。